

フロン排出抑制法施行により、 インスパック所有者の責任が増大します。

I. 簡易点検・定期点検の義務化

1. インスパック全ての機種を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施が義務付けられます。
(四半期に一度)
⇒別添2「業務用冷凍空調機器ユーザによる簡易点検の手引き(インスパック用)」
をご利用いただきますようお願いいたします。
(対象:全てのインスパック所有者)
2. 圧縮機定格出力が、7.5kW以上である場合、3年に1回以上の定期点検を実施する
必要があります。
(インスパックについては、旧機種の10馬力セパレート(100HS-K)が対象。)
⇒定期点検は、「冷媒フロン類取扱技術者」が実施いたします。
お近くのトヨタL&F販売店・デンソーセールス支社にお問い合わせください。

II. フロン類の漏えい発見時、速やかに漏えい箇所の特定及び修理を実施

- ⇒フロン類の漏えいが見つかった際、修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止です。
(繰り返し充填の原則禁止)
- ⇒漏えいを発見した場合は、お近くのトヨタL&F販売店・デンソーセールス支社にお問い合わせ
いただき、適切な修理・フロン類の充填を依頼いただきますようお願い申し上げます。

III. 機器整備に関する履歴の記録・保存義務 (機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等)

1. 適切な管理を行うため、機器の整備については記録簿に履歴を記録し、
記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければなりません。

IV. フロン類の算定漏えい量を報告

1. 一年間にフロン類をCO₂換算値で1,000CO₂-ton以上漏えいした事業者は国へ報告する義務が
あります。算定漏えい量は第一種フロン類充填回収業者が発効する充填証明書及び回収証明書
から算出することができます。
⇒算定漏えい量 = 充填量 × GWP(CO₂換算値) ≥ 1000CO₂-ton
※充填量 = 機器の整備時における(充填量 - 回収量)

V. 機器廃棄時、フロン類の回収を義務化 (法改正前からの義務)

1. 第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する。
2. 回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない。
⇒お近くのトヨタL&F販売店・デンソーセールス支社にお問い合わせください。

【フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、以下のような罰則が科せられます】

1. 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金・・・①フロン類のみだり放出
2. 50万円以下の罰金……………①管理者の判断基準違反
②行程管理表交付違反
3. 20万円以下の罰金……………①管理の適正化の実施状況報告の未報告、虚偽報告
②立ち入り検査の拒否、妨害、忌避
4. 10万円以下の罰金……………①算定漏えい量の未報告、虚偽報告